◎固定資産課税台帳（32年度）ができました。ご覧下さい（3月1日～20日）

保育所 新入所児童受付

昭和三十二年度公私立保育所の新入所児童の申込みを受付けます。

才一保育所（公）	四〇名	郭町
二 〃 〃	四八名	菅原町
三 〃 〃	六〇名	喜多町
五 〃 〃	六〇名	小ケ谷
ムサシ 〃（私）	四〇名	野田町
山鳩 〃 〃	四〇名	新宿町

〆切 三月五日まで

申込先 川越市役所福祉事務所（民生課）または町内（地区）児童（民生）委員

川越市政だより
No. 69 発行所 埼玉県川越市役所 印刷所 六三四堂印刷株式会社

新宿町の一部で 労働力試験調査

総理府統計局で毎月全国から抽出で一定の地域を選び労働力調査を行つていましたが、この調査方法を改めることになり、その試験調査が二、三月と四、五月の二回にわたり行われることになりました。川越市では新宿町の一部が調査地として選ばれました。該当されたお宅は調査員がうかがいますからご協力下さるようお願いいたします。（商工課統計係）

春の火災予防運動

2月28日～3月13日

危い！気候と心のゆるみ 春は大火の多い季節

立春といつても春にはまだ遠く季節風の吹く日が多くなります。月の平均風速も十米以上の風の吹く日数が、他の月よりも多く、従つて大火になりやすい時季です。もし出火したら何よりも先に消防へ連絡することが才一です。いままでの大火についてみても通報の遅延が大きな原因となつています。ことしは熊谷測候所開設以来という異常乾燥に見舞われ、一月以降火災がひん発しましたので消防本部、連合消防団では火災予防リーフレットを毎戸に配布し、市民のご協力を要望し、各団、市民一体となつて警戒に努めましたので幸い現在までに大火もなく、被害を最少にとどめることが出来ましたので感謝しております。

しかし前述のように春は陽気がゆるみ、その上季節風が強く、とかく火の取扱いがおろそかになり勝ですから一層のご注意をお願いします。

春季火災予防運動

来る二月二十八日から三月十三日まで二週間春季火災予防運動（大火防止運動）が展開され、三月六日まで車輌火災予防運動とされています。

功労者等の表彰

三月七日は自治体消防発足記念日として十年目に当りますので、市では当日は優良消防団、消防団員並びに職員、消防功労者、一般火災協力者等の表彰を実施します。

三十一年中の火災

三十一年中の火災統計は発生件数は四〇件で三十年度の三六件より四件増加していますが損害額は

三〇年 二一、一九六、三六〇円
三一年 七、〇四五、八四〇円

で減少となつています。

発生件数の状態

世帯数 全焼一三 半焼三二
棟数 全焼 三二棟 半焼 四棟 部分焼 一九棟
山林 二〇坪
車輌（三輪車）三台、部分焼

月別発生件数

月	月別件数	月	月別件数
一月	五	七月	一
二	五	八	一
三	二	九	五
四	七	一〇	一
五	〇	一一	三
六	二	一二	八

計 四〇（支所地区二一）

なお原因別に見ますと、子供の火あそび（ろう火）、かまど、煙突の順になつておりますから、マッチは子供の手のとどかない所に置くよう十分注意して下さい。

原因別火災件数

ろう火五、かまど四、煙突三、放火の疑三、たき火二、車輌機関二、油の引火二、機械摩擦二、育ヒナ器一、ローソク一、こたつ一、その他四、不明四、計四〇件

八幡橋竣功

市内野田町地内赤間川に架設されている木造八幡橋は小室、小ケ谷、霞ケ関方面より南部に抜ける交通量の多い橋りようであり、なお才五小学校及び富士見中学校児童生徒の通学道となつていますが、最近ひどく腐朽し危険になりましたので、地元PTA父兄の奉仕により一時取払つて仮橋とされていました、市では重要橋でありますので昨年十月二十九日着工し、鉄筋コンクリート橋として十一月二十四日竣功したものです。

橋長 六、五米
橋巾 四、四米
平積 二八、六平方米
工費 四五万円
地元寄付 五万円

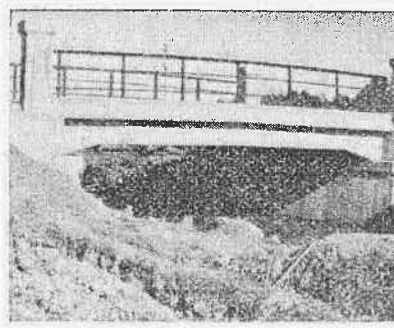

明るく楽しい「市民の歌」募集

川越市は、昭和三十年四月に市村が合併し、革期的な発展を見たのでありますが、このたび才三回の記念日を迎えます。

本市は商工農業都市として、また東京都の衛星都市として躍進を続けていますが、古くは三芳野の里とよばれ川越の荘と称され情緒豊かな名残も止めています。

この大川越市を象徴し、明るく建設的な、誰にも親しめる「市民の歌」の歌詞を一般から募集します。

主催 川越市、川越市教育委員会
応募資格 制限なし
内容 大川越市の人情、風俗、歴史、産業等のローカル調を市民性にマッチさせた歌詞で、老いも若きも共に口ずさめるもので軽快なリズムに乗り明朗、活達、希望と喜びをもり込んだもの
応募締切 三月末日（当日消印あるもの有効）
応募先 川越市教育委員会市民の歌係（川越市南町八八八番地 電話一六四〇番）
審査 審査委員に専門家を委嘱し、公平に審査する
発表 四月末日、ポスターその他により公表
作曲 専門家に委嘱（披露演奏会八月予定）
表彰 一等 三万円 一名
二等 一万円 一名
三等 三千円 三名
（表彰は披露演奏会で）
その他
◎応募作品には必ず住所、氏名、職業、年令を明記
◎応募作品は一切返還しません。
◎入選作品の著作権は主催者に帰属とします。

戸籍上の氏名を変えるには

名前の変更

長年の間たとえば太郎という名前をつかつており、家庭内では勿論、友人達もみな太郎という名前だと思つているのに、戸籍上では外の名前になつているような場合がよくあります。日常は太郎で通つているのに公式な場合は誰も知らない別名を使わなければならないということになつたら色々不便なことが多いと思われます。このような場合に戸籍上の名前を通称どおり太郎に変えるにはどうしたらよいかといゝますと、まず家庭裁判所の許可を得て次に区役所や市町村役場に名の変更の届出をすることになつています。

毎年県下で約一五〇人位ありますが、（約六割が男からの申立）その約八割が許可されています。では、どのような理由がある時に許可されるでしょうか。戸籍法では「正当な事由」がある場合ということになつていますが、これまで取り扱つた例からひろつてみますと、たとえば「カマド」とか「ナベ」など人がきいて非常におかしくそのため常に肩身の狭い思いをしているとか、あるいは男の子で「茂代」女の人で「シズオ」というように男女の別を間違えられそうな場合、または「中」という字を書いて「ワタル」とよませるというように普通では判らないようなよみ方をする場合に変更を許されて居り、この外、外国人が日本に帰化したときとか、神官や僧侶になつたためとか、または親の名を襲名する場合とかにも許可されることが多いようです。このようにして「名の変更」ができるとはいうものの、これを無制限に変えることを許可すると、他の人々がとまどいすることもあるでしょうし、社会生活上いろいろ支障をきたすことも考えられますだから単に今の名前は気にいらないからとか、姓名判断をしてもらつたら、これの名前にした方が出世するといつたからというような、単なる自分の趣味や迷信で名を変えることは許されません。

家庭裁判所では「名の変更」の申立があると、変えたいという理由をよくしらべた上、本当にやむを得ないことであるという場合にだけ許可しているのです。

しかし、家庭裁判所で許可されても、すぐに戸籍上の名前が変わるのではなくその許可の審判書を添えて市町村役場に名の変更を届出て始めて戸籍上の名前もかわるのです。改名にはこのような手数がかかるのですから、生れた子供に名前をつける場合は誰れにも読めるやさしい名前にするよう心掛けたいものです。

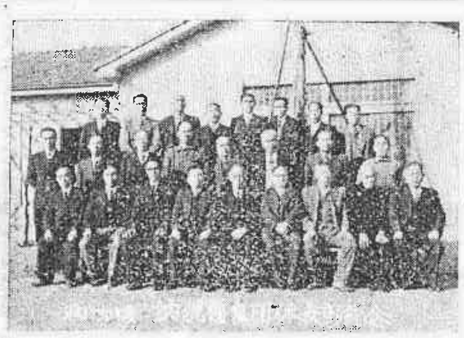

＝納税優良団体の表彰＝

昭和三十年度に納税成績が特に優良であつた納税貯蓄組合と地区納税団体の表彰式は1月23日午後一時から中央公民館で行われ次の九組合と三団体に市長よりそれぞれ表彰状と記念品が贈られました

納税貯蓄組合名	組合長
多賀町才一	八木泰一
杉下町	筋野虎吉
川越青果	田島健次郎
府川才二（山田）	小林明治郎
東苗間（芳野）	町田藤造
藤間新田（高階）	新井菊治
大袋新田（大東）	山崎初五郎
上野（霞ケ関）	野口長次郎
上戸（名細）	鈴木福太郎
納税団体名	代表者
川越市大字沼端	新井鍋吉
〃 大字渋井	石川禎三
〃 大字下松原上区	村田吉兵衛

得のようで損のはなし

B「やあ、ごんにちわ、Aさんどちらへ」

A「市役所まで納税に、今月はいそがしいので、ついうつかりして、あと一日で納期限です。これがすまないとどうも仕入や販売の計画が進まないんでね」

B「それは君、このいそがしい世の中に、こんな遠くからわざわざ納めに行く手はないよ。バス代は二十円もかかるし、待つていれば、十円の督促手数料ですみ、手間と時間の節約で一石二鳥というわけさ」

A「ちょっとまつてくれたしかに差引十円の儲けの上時間もはぶけて余計な仕事が出来る。しかし市役所ではそのため、督促や出張徴収に余計な人を雇わねばならずその経費は結局市民の負担による税金から支出されるわけで、こうした督促や整理に要する無駄な経費や人員を市の建設資金にふりむけられれば、税金は道路、下水などの事業に使われたり、近ごろ負担となつているPTAの会費や寄付金も軽くすむようになりよい行政サービスとして、私達に還元してもらうためですよあゝ向うから市役所の徴収さんが来た」

徴収員「やあ、お揃いで何ですか」

A「実は今、Bさんとこんな話をしていたのですよ」

徴収員「なるほどAさんのようなお考えで皆さんにぜひ協力していただかなければなりません。」

B「いや全く、よくわかりました。これから必ず納期内に納めましょう」

徴収員「それについて今少し詳しいお話しは次をお読み下さい。」

これも損です 延滞金同加算金の話

市の財政を運営していく上には毎年予算をたてて計画的に事業を進めて行きますが、歳入の中、市の財源の六八%は税金の収入によつて賄われます。そのため、きめられた納期に税金が納税者から納入されてこなければなりません。

しかし納期に遅れ、その上督促状まで受けられる方も沢山おります。

ご承知のとおり納期が過ぎますと百円につき日歩三銭の延滞金が加算されます。なお督促状が出されると税法により督促手数料「十円」を税金と一緒に納めていただかなければなりません。

その上、督促状の期限を過ぎますと、延滞金のほかに延滞加算金が加えられることになります。これも、百円につき日歩三銭ですから合せて日歩六銭徴収されるわけです。そのため、昨年十一月市税条例施行規則が改正されて才八条以外はどんな事情があつても必ず納付するように規定されております。

八条 市長は納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当すると認めた場合は延滞金、延滞加算金を減免することができる。

一、災害等により事情やむを得ないものがあると認められるとき

二、生活保護法の規定により扶助を受けるとき

三、解散した法人及び破産の宣告を受けた者で事情やむを得ないと認められるとき

以上のとおりで、その年度の市税に対する延滞金、同加算金はもちろん**過年度の滞納分に対してもすべて徴収されることになりますから、万一昨年一昨年等の古い税金がある場合には、**その額が非常に多額にのぼりますから右のようなわけですから税金は必ず納期内に納入されるようお願いいたします。（徴収課）

西武園
けいりん
川越市制記念
（主催 川越市）
◉当つた車券で…「電気洗たく機」「ポータブルラジオ」が又当る！
（初日・3日・5日の各ラツキーレース的中車券）
☆西武新宿・高田馬場より 西武電車急行増発
3月 14 15 16 17 18 19

○今月の市税○

2月28日（木）

固定資産税 第4期

納期限を お忘れなく

明るい生活環境で
伝染病の撲滅へ

昭和三十一年における本市の伝染病患者の発生総数は別表のとおり二七五名で、これを三十年と比較しますと一一一名の減少となりました。しかしその半面三十年に五九名であつた赤痢保菌者が三倍以上にも増加いたしました。

この理由は近年保菌者が激増し、伝染病の発生及びまん延の大きな原因となつていますので、その予防対策として保菌者の検出に努めた結果で、その増加したことは、つまりそれだけ発生の源を絶つたことになつたのであります。

本市としては今後とも発生の防止に努力いたしますがご家庭の皆さまにおかれましても、なお一段のご注意とご協力をお願い申上げます。

それには日ごろから生活の環境をいつもきれいに整理することと、生活を規則正しく習慣ずけることが大切ですから次の点にご注意下さい。

○新鮮な食物をとること。
○井戸流し、肥料だめ、湯だめ、便所等の清掃につとめること。
○外出から帰つたとき、食前の手洗いの励行
○井戸水（特に共同井戸）の消毒を行うこと。
○家族に下痢等あやしい徴候のものが出たときはすぐに医師の診断をうけること。

昭和三十一年地区別伝染病患者・保菌者発生表　一月一日～十二月三十一日

地区	赤痢	疫痢	腸チフス	ジフテリア	猩紅熱	流脳	日脳	計	保菌者
旧市	五五	七二(一三)	一		一〇	一	一	一三九(一三)	七八
芳野	九	四(一)						一三(一)	四
古谷	四	七(三)						一一(三)	三六
南古谷	二五(二)	一〇(一)						三五(三)	二一
高階	九	五(三)		二				一六(三)	八
福原	一〇	二(三)					一	一三(三)	一三
大東	一六(一)	八(三)						二四(三)	四
霞ヶ関	三	四(三)						七(三)	一四
山田	一	三						四	八
名細		四(四)						四(四)	二
計	一三三(三)	一三七(二九)	一	二	一〇	一	二	二七五(三二)	一八七

尿素肥料の使い方
（農事だより）

麦の追肥に尿素肥料を使う場合の注意を二、三申上げます。

先ず追肥の時、尿素が麦の葉に付いても差支えないかということ、これは問題です。朝つゆのある内などに施すと、尿素が葉の上で溶け葉焼けを起しますから追肥は午後の方が安全です。

しかし尿素二〇匁を水一斗に溶かした程度の濃さですと、麦の葉に相当掛けても害はありません。却つて葉から尿素が吸収されて、葉面撒布の効果が出て来ます。

次に追肥に使つた場合雨がふると効き目が落ちるという問題ですが、これは相当大きな雨の場合の外は心配がない様ですが、天気予報に気をつけて、なるべく雨の心配のない時に施す方が安全です。大体一月下旬から三月末までですと、土地へ施した尿素が雨で流れないようになるには一〇日位かゝりますが、三月上中旬の穂肥の時期になりますと分解も早く進みますから施して五日もすると雨が降つても大丈夫です。

結局追肥に使つた尿素の流失を少くするには必ず土とよく混ぜるか土をかぶせておくことです。次には出来れば尿素を水に溶かし水肥にすること、また土地がかわき過ぎている場合などは一度軽く灌水して土を湿らしてから施せばよいと思います。

次に追肥にする尿素はどの位がよいかということですが、今迄の試験では反当り一回三貫位使つても害はないということですが、余り一度に多く施すと流失の関係などもあり、またどうかすると濃すぎる害が出るおそれがありますから安全なところ一回の使用量は二貫位を限度とするのがよいと思います。

アジア善隣国民運動にご協力を（二月～三月）

授産所分所の開設

市の授産所では現在紙玩具別珍剪毛、皮加工を主な作業として場内で約五十名家庭内職として約七十名の人達が働いていますが、益々事業の発展が予想されますので今回市内名細地区下広谷公会堂に分所を設け去る一月十八日より作業を開始しました。

同所の作業は紙玩具の製造で約三十名が就業しています。

なお授産所では引続き作業員を募集して居りますから希望者はお申込下さい。

写真は　名細分所の開所式

母親学級を開設
農閑期利用各地区に

国民健康保険課では川越保健所の協力により、農閑期における農業婦人の妊婦育児に対し衛生思想の普及と栄養改善の指導を目的として地区毎に「母親学級」を開設しておりますから奮つて受講されるよう希望しております。

開設月日　場所
古谷支所　二月四日十一日十四日
福原公民館　二月五日八日十三日
高階支所　二月二十二日二十七日三月五日
大東支所　二月二十一日二十五日二十八日

学科内容
生理と妊娠・乳児の入浴
母性の栄養・妊娠と衛生
乳児の哺育・分娩
産じよく・受胎調節
自宅分娩の準備

忘れやすい贈与税
申告と納税は二月末日までに

保健シリーズ
赤ちゃんと日光浴

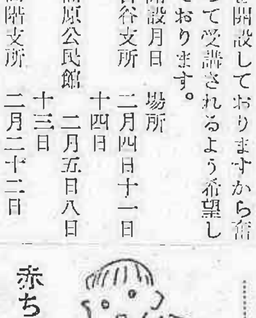

日光浴は赤ちゃんの発育にとつて大切なことですが、ことに冬の間は日光に親しむ機会も少くなるのでとくに心がける必要が有ります。

日光浴は冬になつてから急に行うのではおそいので本来は冬に入る前から徐々に慣らしておくのがよいのです。全身的な日光浴でなくても、なるべく日光にあたるようにしたいものです。

ただ地方によつては寒風の強い所がありますので、いつも戸外に連れて出られるとは限らないでしよう。

そこでガラス越しに日光にあたることになります、ガラスは日光中の紫外線を通さないので暖かくはなりますが、日光浴の効果を十分には得られません。ガラスの代りにセロファン紙を張つた障子を使うと紫外線をよく通します。

風の強くない時には戸外で日なたぼつこをさせる方が新鮮な空気にも触れることができますから身体の為に良いのです。

日光浴の順序

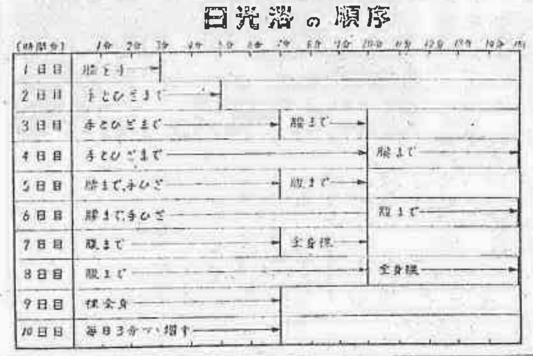

＝霞ヶ関と古墳群＝

川越市は入間川の流域に沿つて上代の古墳跡が多く遺存している。旧霞ヶ関地区の的場付近には三芳野塚を中心にして、初雁塚牛塚ヌカ塚等があつたが、大半は耕作畑にくずされた。この地から古墳時代の遺物埴輪が出土発掘されている。また的場の的塚は河越氏が居館のころの弓の的場であつたと伝えられた。中世にも武蔵武士が居住し、地名にも西山（将監）豊後山（河野）などと呼名され、笠幡には元惣社と崇められし、尾崎神社があり、また古刹の延命寺がある。

的場には三芳野天神と伝う天神社があつて、曹洞宗の法城寺がある。その山号を三芳山と称していた。この台地一帯は早く帰化人文化の開拓がありしと伝え、昔から養蚕や絹織物が発展したまた柏原方面から北にかけて、西に鎌倉古街道がある。古歌に詠まれし霞の関の遺跡である。古歌

「いたづらに名をのみとめて東路の霞の関も春ぞ暮れゆく」とあり、また

「春立つや霞ヶ関も今朝越えてさても出てけん武蔵野の原」

と詠まれし名所であつた。

ここに明治の町村制施行のとき、隣村の柏原と連合したところに、この名所から村名を、「霞ヶ関」と称した今も東上線の駅名で遺されている。後に柏原村は分れた。

秩父吾野の往還もあり、また名勝の能登池や有名のゴルフ場があつて世に知られている。

ゴルフ場の建設では村内の旧家者発智庄平家の功績も多大であつた。

一頃は能登池の湖畔にその銅像が建設されしも戦時中に供出となつてしまつた。発智家は昔に笠幡地方の開墾に功労もあつてその祖先が山ノ内上杉家に仕え、越後方面から此地に移りしとも伝え、上杉家の古文史料に記載されている。（笠幡五姓ノ一）

此処に鏡神社があるが（神明社）昔は古墳でありしとみえ社地から古鏡が出土して、社名になりしと伝えられた古跡とて古街道には古き板碑があり、善光寺式三尊佛を刻まれし珍らしいものが現存している。

大町から安比奈方面にかけて雑林中から、縄文式の土器、石器等や弥生式の土器の出土もあつて考古学上にも学術上に注目されし処である。

昔は河越荘の一部であつたが、また旧高麗郡にも属しており、高麗文化の影響もあつて、早くから村づくりと殖産に発達を見たところで、笠幡地方は昔絹織物の産出で知られていた広い台地で川越城主の秋元但馬守喬朝が原野の開拓につとめて養蚕や薪、茶も産出した処である。

写真＝上は尾崎神社　右は延命寺

（文化財保護委員岸伝平）

★軍人恩給未請求者の調査とその手続

軍人恩給が復活してから既に三年数カ月になりますが、左記の恩給区分に伴う請求手続を未だしていない方や、あるいは書類の不備不足等のため未だ完全手続が終つていない方は至急に市役所民生課へ出向いて手続を完了されるようお知らせ致します。なお恩給復活（昭和廿八年四月）後七年を経過すると時効になりますからご留意願います。

㈠普通恩給　㈡普通扶助料　㈢一時恩給　㈣一時扶助料　㈤公務扶助料（遺族等援護法）㈥三号扶助料　㈦傷病恩給　㈧請求書提出済のもの、返戻却下不服申立のもの

その他なお不明の点は最寄の軍人恩給連盟役員にお問合せ下さい。

川越市役所民生課
入間比企地区軍人恩給連盟

紙芝居業者の試験

昭和三十一年度埼玉県紙芝居業者の試験が実施されますから希望者は受験して下さい。

受験資格　県内で紙芝居を業として行う希望の者、住所、学歴、経験、性別を問いません。
提出書類　願書、履歴書、戸籍抄本、写真
提出期間　自一月二十六日　至二月二十四日
提出先　浦和市高砂町　埼玉県民生労働部　婦人児童課
試験日時　二月二十七、八日

この試験に合格しないと紙芝居を開業出来ません。（民生課）

主要食糧配給のうつりかわり（その六）

昭26・2・28　農林省雑穀統制廃止発表
3・29　衆議院、麦の統制撤廃法否決
5・15　国際小麦協定加盟申請決議
6・14　国際小麦協定参加決定
GHQ米麦追加払に了解
6・30　低米価政策の採用（マーカット重ねて吉田首相に勧告）
7・16　次官会議、国際小麦協定への加盟決定
7・18　主食価格改訂の政府声明発表
9・21　米自由販売の農林省案成る
10・3　政府米の統制撤廃は明年一月一日と発表
10・15　米麦統制撤廃反対全国農民大会、日農、全農など十農民団体参加
10・24　関西主婦連、米の統制撤廃反対の陳情
10・31　G・H・Q主食統制撤廃このにつき示唆
11・1　池田蔵相、ドッヂと会談、米統廃問題
11・6　政府、主食統制撤廃白紙還元を声明
11・7　民主社会両党、主食統制問題と補正予算案で政府に強硬申入れ
11・8　米麦統制撤廃反対全国農民代表者会議
11・10　根本農相「来年十一月から米の統制を撤廃すると衆議院で言明
11・21　国連食糧農業機構、日本の加盟を承認
12・7　26年産米石七〇三〇円と閣議決定
12・24　根本農相麦の統制四月廃止と声明